

会 議 記 録			
会議の名称	総務文教常任委員会		会議場所 全員協議会室 担当職員 数井
日 時	令和6年6月24日（月曜日）	開 議 午前10時00分 閉 議 午後 4時30分	
出席委員	◎小林 ○竹内 浅田 原野 松山 三上 山本 福井 菱田議長		
執行機関 出席者	垣見市長公室長、岸秘書課長、川内人事課長、池永秘書課副課長 釜中人事課副課長兼能力開発係長事務取扱、八木人事課人事係長、伴田秘書課国際係長 山本政策企画部長、谷口情報政策課長、 佐藤情報政策課副課長兼デジタル推進係長事務取扱、串崎情報政策課情報システム係長 三宅生涯学習部長、樋口市民力推進課長、小塩文化国際課長、 香川市民力推進課副課長兼市民活動推進係長事務取扱 岡田文化国際課副課長兼文化国際係長事務取扱、飛鳥井文化国際課文化財係長 大倉総務部長、牧野総務課長、藤本自治防災課長 加藤自治防災課副課長兼自治振興係長事務取扱 松本自治防災課主幹、堀自治防災課消防係長 森岡教育部長、川口教育部次長、松野教育総務課長、今西学校教育課長 黒田教育支援担当課長		
事務局	吉田事務局長、数井事務局次長		
傍聴	可	一般 3名 報道関係者 1名	議員8名（山木、小川、梅本、大西、片山、木村、林、齋藤）

会 議 の 概 要

10:00

1 開議

【事務局日程説明】

10:01

2 請願について

(1) 受理番号1 「地方自治法改正に関する請願」

<小林委員長>

請願者1名から、意見陳述の申出を受けている。意見陳述の機会を設けたいと思うが異議はないか。

(異議なし)

<小林委員長>

異議なしと認め、意見陳述の機会を設ける。陳述者の入室を求める。

(陳述者 憲法九条守ろう亀岡の会 原田貞藏氏 入室)

<小林委員長>

ただ今から、本常任委員会所管の請願、受理番号1、「地方自治法改正に関する請願」について、陳述者による意見陳述、質疑を順次行う。意見陳述の内容は、請願の趣旨・補足説明とし、陳述時間は、10分以内で終了するように、簡潔に願います。

それでは、意見陳述をお願いします。

【陳述者、請願書に基づき意見陳述】

10:07

〈質疑〉

〈松山委員〉

コロナ対策において、国の指示が明確でない点があり、自治体によって対策に相違があったと思っている。今回の地方自治法改正により、今後、非常事態のときには国が大きく方向性を示し、各首長と連携することで統一した政策が実行できるのではないかと考えるが、その点についての見解は。

〈陳述者〉

日本自治体労働組合総連合の発表では、『政府は、コロナパンデミック時の国と自治体の調整・連携などが不十分だったことを、法改正の理由にしている。しかし、そもそも国民の命と健康を危険にさらし、現場を混乱させてきた原因は医療・公衆衛生などの公務公共体制を脆弱にしてきた国の政策や対応であり、そのことへの反省も総括もない。政府は「救える命が救えなかった」ことに真摯に向き合うべきである。2020年に自治労連が取り組んだ、医療・保健所・福祉の拡充を求める署名には、「こんなに医療が脆弱だったとは知らなかった」「保健所の大切さがよく分かった」「統合や数を減らした結果、対応できなくなっているのだと分かった」と、公務公共体制の拡充に全面的に賛成するコメントがたくさん寄せられた。また、元日に発生した能登半島地震では、自らも被災者である職員等が懸命に住民の命と暮らしを守るために働いている。全国の自治体から職員が支援に行っている。しかし、被災自治体も支援する自治体も深刻な人員不足であることも報道されている。国による職員削減の押し付けで、各自治体は平時から余力などまったくない状況であり、これは2011年3月11日の東日本大震災の教訓を、国は全くと言ってもよいほど生かしてこなかったからだ。大規模な災害やパンデミックを想定するのであれば、国は脆弱な公務公共体制を拡充するために全力をあげるべきである』と指摘している。国は、コロナ対策を反省点として、国の指示でまとめていく方向性にあると考えている。

〈松山委員〉

この地方自治法の改正を受け、医療の拡充などにつながると思うが、陳述者はそう考えていないということか。

〈陳述者〉

改正内容すべてが駄目とは言っていないが、どのようなことでも指示ができるのであれば、麻生副総理が台湾有事は日本有事であると言っていることから、南西諸島の人を九州に避難させるような指示がでることや、自衛隊員を増やして南西諸島に行かせるようになることを危惧している。そういったことに対し、地方自治体が歯止めをかけられるようにしておかなくてはならないと思っている。

〈松山委員〉

この法改正が戦争準備の根拠になるという認識をしているのか。

〈陳述者〉

そのとおりである。国は東アジアの安全保障と言って、沖縄県名護市辺野古地域に基地づくりを進め、防衛費も増額をするなどしており、南西諸島の人が九州に避難させられかねないことも考えている。

〈松山委員〉

今の話は今回の地方自治法改正とは違う議論になるのではないかと考えており、感染症や未曾有の大災害に備え一定の整備がされたのではないかと考えている。

<福井委員>

沖縄にミサイルが飛来してきたら、身一つで逃げなくてはならないとのことであるが、そのときには本州にも飛来すると思っており、本当にそういった事態には、国家として何らかの措置を講じていただかなくてはならない。能登半島地震においても、復興が遅れているものの、国の関与があればこそ早期に応急的な対応ができたのではないかと考えているが、その点についての見解は。

<陳述者>

今回の法改正は個別の法律がなくても国の指示が出せる点にある。コロナ対策を例に挙げると、国が直接マスクを配ったが、その成果はどうであったかよく分からないままであり、地方自治体にできることは任せるべきであり、戦前の行政組織に逆戻りしていくのではないかと懸念している。

<福井委員>

改正案は成立したところであり、これにより戦争になるとは思っていない。今後、法律として施行されていく中で、進め方に疑義が発生したときには意見書の提出を検討することでよいと考える。

<三上委員>

意見書が添付されていないが、全国知事会の提言に基づいた内容でよいのか。

<陳述者>

全国知事会の提言に基づいた内容で亀岡市議会から意見書を発出していただきたい。改正案が成立したため、指示を拙速に行うのではなく、地方の意見を十分に踏まえて運用いただきたいという内容でよい。

(質疑終了)

10:40

(陳述者 傍聴席へ移動)

<小林委員長>

請願について、紹介議員となった三上議員、片山議員、大西議員がこの場におられるが、請願についての説明はされるか。

(片山議員 挙手)

<小林委員長>

片山議員から説明の機会を設ける。

<片山議員>

国と地方自治体は対等の立場であるにもかかわらず、国が必要と考えれば地方に不当な要求をしかねないことに危惧を覚える。地方自治体に事前に意見を求めるとあるが、そのとおり運用されるのか、指示権を拙速に進めることがないように意見書を提出すべきである。

10:43

《委員間討議》

<小林委員長>

委員間討議をするか。

<三上委員>

委員間討議してほかの委員の意見を聞きたい。

<小林委員長>

委員間討議をしてはどうかとのことであるが、これに対して意見あるか。

<福井委員>

していただきたい。

<松山委員長>

委員間討議を実施する。意見あるか。

<三上委員>

請願の趣旨に記載のなかったことについて、議論の論点が統一されていないと感じたため、意思疎通を図る上で質疑をした。全国知事会の提言に基づき意見書を上げることが希望されているが、各委員の意見を求めたい。

<福井委員>

コロナ対策においては、地方によって政策に相違があったが、今後は国から統一的な指示があるものと考え、今の段階で意見書の提出は必要ないと思う。

<松山委員>

法律が成立していることもあり、全国知事会の提言どおり運用されるか注視していけばよいと思う。この改正で未曾有の災害に有効な対策ができると考える。

<三上委員>

法的にはよくなったと考える点もあるが、運用面においては適正に進めてほしいとの内容で意見書を提出してはどうかと考える。

<山本委員>

今回の改正については地方分権を尊重した上で、特例として規定されており、国と地方自治体それぞれの役割が明文化されたことから、国民にはプラスになると考える。指示をする際は自治体の意見を聞き、また閣議決定して進められるため、地方分権がおびやかされることはないとの認識である。

(討議終了)

10:53

(休憩)

10:53~11:00

《討論》

<福井委員>

本改正法律案はすでに成立しており、今後、非常時には国の主導で統一的な政策が実行されるであろうことから、不採択の立場で反対討論する。

<三上委員>

請願の趣旨は、全国知事会の提言を踏まえ、今後において、適切な法の運用を求めるものであり、現段階で意見書を送付すべきであると賛成の立場で討論する。

(討論終了)

11:05

《採決》

<小林委員長>

賛成者は挙手願う。

受理番号1 「地方自治法改正に関する請願」

挙手少数 不採択(三上委員 賛成)

10:42

《陳述者 退室》

3 議案審査

(市長公室 入室)

11:07～

【市長公室】

(1) 第1号議案 令和6年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)

市長公室長 あいさつ
各課長 説明

11:15

《質疑》

<福井委員>

ふるさと納税に係る研修は10週連続で毎回往復するのか。

<人事課長>

そのとおりである。

<三上委員>

研修は木曜日の午後と金曜日の午前中とのことであるが、行程としては木曜日の早朝に出発して金曜日の午後に帰ることでよいのか。

<人事課長>

東京から研修地までの交通機関が限られており、移動時間がかかるため、水曜日に東京で前泊して木曜日の午前中に現地まで移動し、翌日の研修後に亀岡へ帰る予定である。

<福井委員>

研修内容自体も学習し、亀岡市でもこのような研修が受講できるようにしていただきたい。

<市長公室長>

茨城県境町のふるさと納税は令和4年度で59億円まで伸びており、このように研修施設と体制を構築している点が先進的な取組となっている。また、参加者同士のつながりが持てることも期待でき、そういった観点も含め研修事業としたい。

(質疑終了)

11:20

(2) 第2号議案 亀岡市不当要求行為等対策条例の制定について

人事課長 説明

11:25

《質疑》

<原野委員>

社会的常識を逸脱した行為とはどのようなものか。

<人事課長>

マニュアルを作成することとしており、完成すれば資料提供する予定である。

<福井委員>

この条例は議員に対しても適用されるのか。

<人事課長>

議員から意見や要望があったときは真摯に対応させていただくが、それが社会的常

識を逸脱するようなことがあれば適用となる。

<福井委員>

職員の名札がフルネームで記載されているが、苗字のみなどに変更してはどうか。

<市長公室長>

そのように考えている。

<松山委員>

社会的常識を逸脱した行為をマニュアルに定めていくとのことであるが、それらは常に変化していくことから、職員を守るため柔軟に対応いただきたい。

<三上委員>

条例の第4条第3項「職員は、不当要求行為等（そのおそれがあるものを含む。）を受けたときは、その内容を記録し、管理監督者（当該職員を管理監督する地位にある職員をいう。以下同じ。）に報告する」について、事後報告のように感じるが、これで本当に職員を守ることができるのか。また、後で市民から職員の態度が悪かったと指摘されたときに対応できるのか。

<人事課長>

第4条第2項では、対応を個人に任せるのではなく、組織の中で複数の職員が対応することと定めており、第3項はその経過をペーパーで残すことを規定したもので、管理職が対応しなくてもよいということではない。

<三上委員>

係長や課長が不在の場合、職員が一人で対応して苦境にたたされることのないように要望しておく。

<人事課長>

マニュアルにはフローチャートをつくり、必要があれば人事課も対応する。

<山本委員>

不当行為によって自殺に追い込まれることも考えられ、それを防止するためにも、第6条の見出しは市民等の協力よりも市民等の責務としたほうがよいと考えているが、このようにした理由は。

<人事課長>

条例を制定している他市では責務の表現が多いが、市民に何かを課すのではなく、市と市民は協力の関係にあるとして、あえて協力としたものである

<原野委員>

電話機に録音機能をつけてはどうか。

<人事課長>

一定の設備投資が必要であり、経費等の調査を含め検討する。

<福井委員>

抑止力として、録音させていただく旨のアナウンスを入れることも検討願う。

（質疑終了）

11：45

（市長公室 退室）

（政策企画部 入室）

11：46～

【政策企画部】

（1）第1号議案 令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）

政策企画部長 あいさつ
情報政策課長 説明

11:56

《質疑》

＜原野委員＞

地方公共団体情報システム標準化により移行される対象事業は。またその時期は。

＜情報政策課長＞

後期高齢者医療、介護保険、障がい者福祉、健康管理、生活保護、児童手当、児童扶養手当、子ども子育て支援、戸籍、戸籍附票が令和7年度末までに移行できる予定であり、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民年金、国民健康保険、印鑑登録は令和7年度末までに移行できないこととなっている。

＜三上委員＞

データでよいので資料がほしい。

＜情報政策課長＞

後日提出する。

(質疑終了)

11:59

(2) 第3号議案 亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

情報政策課長 説明

12:02

《質疑》

＜三上委員＞

個人番号の市の独自利用について、健康保険証がマイナ保険証に移行するため、その対応のための条例改正であると認識しているが、マイナンバーカードを取得されていない人について、どう考えているのか。

＜情報政策課長＞

現在、出生や転入で子ども医療費受給者証を新たに作成されるとき、健康保険証を提示いただいているが、現行の健康保険証の廃止後、マイナンバーカードを持参された場合、加入保険の情報連携をするため、子ども医療費の助成に係る事務を条例に追加するものである。マイナンバーカードを持っていない方は資格確認書を持参いただければ対応できる。

＜三上委員＞

条例一部改正資料の新旧対照表にはどのページに記載があるのか。

＜情報政策課長＞

3ページ、別表1の12と7ページ、別表2の11である。

(質疑終了)

12:09

(政策企画部 退室)

(休憩)

12:09~13:13

(生涯学習部 入室)

13:13～

【生涯学習部】

(1) 第1号議案 令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）

生涯学習部長 あいさつ
文化芸術課長 説明

13:18

《質疑》

＜福井委員＞

基本計画策定の前に、旧上下水道部庁舎跡地で建設が可能かどうかを調査する認識でよいのか。

＜文化芸術課長＞

同時並行で進めていきたい。

＜福井委員＞

何と何が同時平行か。

＜文化芸術課長＞

整備検討委員会の資料作成など基本計画策定業務の伴走支援と現予定地で建設ができるかどうかなどの調査を同時に進めていく。

＜松山委員＞

基本計画の策定が柱にあって、それに付随する必要な情報収集や資料作成を委託事業者任せるということか。

＜文化芸術課長＞

そのとおりである。こういった基本計画に専門性がある委託事業者を選定し、法的な面でアドバイス等をいただきながら、整備検討委員会のまとめをしていく予定である。

＜松山委員＞

整備検討委員会と委託事業者の役割分担はどのようになっているのか。

＜文化芸術課長＞

基本構想策定については整備検討委員会で話し合っており、基本計画の具体的な内容についても、若干委員の交代はあるかもしれないが、整備検討委員会で検討を行う。基本構想策定時にも事業者に伴走支援を委託しており、基本計画についてもサポートを行っていただくが、議論するのは整備検討委員会である。

＜福井委員＞

今年度中に、この補正額で基本計画は完成するのか。

＜文化芸術課長＞

その予定である。

＜福井委員＞

基本計画には建設場所や展示スペースの規模、見込み客数などを含めたものと考えてよいのか。

＜文化芸術課長＞

そのとおりである。

＜山本委員＞

令和6年度は基本計画を策定するとのことであるが、その後のスケジュールは。

＜文化芸術課長＞

基本計画策定後、基本設計として図面などを作成していく。

<山本委員>

現予定地の状況調査と基本計画策定を同時並行ですると説明されたが、建設地がほかの場所となることも含めた調査か。

<文化芸術課長>

展示方法やその規模に見合ったスペースがとれるのかなど、現予定地に建てるのが可能かどうかを調べながら進めることとしている。

<三上委員>

整備検討委員会で出される意見を、基本計画の中に反映していく業務も委託内容に入っているのか。

<文化芸術課長>

そうである。

<福井委員>

基本構想に基づいて基本計画を策定していく中で、整備検討委員会の意見を引き続き聞きながら進めていく方法がよいかどうか判断しかねるが、コメントあるか。

<文化芸術課長>

基本構想では詳細なところが決まっておらず、建設場所も現予定地が望ましいといった記載としており、さらに詳細な調査を実施し、整備検討委員の意見も聞く中で基本計画をつくっていくスタンスである。

<三上委員>

基本構想は理念や目的、必要性などがまとめてあって、基本計画はそれらをより具体化していくものであり、次の基本設計につなげていくものとの認識でよいか。

<文化芸術課長>

そのとおりであり、基本設計を実施していくための基本計画づくりである。

<小林委員長>

建設場所の決定が先行しているように感じる。基本計画策定に際し、場所が先に決まっていることで不都合が生じることはないのか。

<文化芸術課長>

現時点では旧上下水道部庁舎跡地が望ましいと考えており、それを具体化できるよう調査していきたい。

<小林委員長>

調査して建設ができないとなったとき、基本計画策定業務が振出しに戻ることはないのか。

<生涯学習部長>

市としては旧上下水道部庁舎跡地で建設するとして予算措置をしているものである。

<福井委員>

整備検討委員会の回数は。

<文化芸術課長>

昨年度3回、今年度も3回の予定である。

<福井委員>

年度の途中でよりよい建設場所がでてきたときに、基本計画策定は延びることになるのか。

<文化芸術課長>

現時点では旧上下水道部庁舎跡地で進めている。

<松山委員>

整備検討委員会のメンバー及び委託事業者は基本構想から変更があるのか。

<文化芸術課長>

現在検討中である。

<原野委員>

基本構想策定時の委託事業者はどれくらい亀岡市のことを理解しているのか。

<文化芸術課長>

昨年度に委託した事業者は亀岡市のことをよく知っていた。

<原野委員>

策定支援業務ということは、主体は行政の認識でよいのか。

<文化芸術課長>

そのとおりである。

<福井委員>

博物館建設のノウハウを知っている事業者か。

<文化芸術課長>

昨年度に委託した事業者は、博物館について知見のある事業者であった。

<三上委員>

今年度のスケジュールは。

<文化芸術課長>

8月までに事業者を選定して整備検討委員会を開き、年内に2回目の整備検討委員会を開催後、パブリックコメントを実施していきたい。

<三上委員>

事業者の選定方法は、プロポーザルか、随意契約か。

<文化芸術課長>

検討中である。

<松山委員>

整備検討委員会のメンバーは

<文化芸術課長>

前南丹市立文化博物館館長、文化資料館友の会会員、京都府立丹後郷土資料館の名誉館長、京都先端科学大学特任准教授、同志社大学准教授、近畿大学准教授、一級建築士で京都市京セラ美術館 事業企画推進室 企画推進ディレクターの7人である。

<松山委員>

市の学芸員と博物館に係る専門家、専門事業者でそれぞれ役割分担した上で進められる認識ということか。

<文化芸術課長>

そのとおりである

<三上委員>

整備検討委員会を3回開催する当初予算はどこに計上していたか。

<文化芸術課長>

教育費の新資料館整備事業経費に計上している。

<松山委員>

駐車場はどう考えているのか。

<生涯学習部長>

駐車場は大事だと思っているが、博物館だけではなく、観光拠点を線をつないでいなくてはならず、城下町のまちなみに関係する団体などとの連携の中で駐車場整備を考えていきたい。その点から旧上下水道部庁舎跡地はよい建設場所だと思っている。

<福井委員>

文化資料館として文化財の展示や保管も大事であるが、市民と市民をつなぐという点について、なおざりにならないようにしていただきたい。

<三上委員>

春日坂のテニスコートもなくなるのか。

<生涯学習部長>

その予定である。

<福井委員>

府道亀岡園部線の改良として、春日小橋のかけ替えの際の迂回路をどのようにするのか、先に旧上下水道部庁舎跡地に博物館を建ててよいものか気になっている。

(質疑終了)

14:00

(2) 第4号議案 石田梅岩記念館設置条例の制定について

市民力推進課長 説明

14:04

《質疑》

<松山委員>

基金で開館後20年間は運営できるとのことであるが、後世に残していけるように、持続可能な運営方法について考えは。

<市民力推進課長>

特別展や講演会は有料であり、多くの利用を図るとともに、さらに新たに寄附についても検討していく。

<福井委員>

寄附金が思った以上集まったことについて、石田梅岩先生はすごいと感じている。

<竹内副委員長>

5月10日に経営者向けの集会があったと聞くと、梅岩先生の関係か。

<市民力推進課長>

経営者が集まられたことは知らないが、梅岩先生の教えをもとに活動されているのかもしれない。今後、情報収集していく。

(質疑終了)

14:13

(生涯学習部 退室)

(総務部 入室)

14:14~

【総務部】

(1) 令和6年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)

総務部長 あいさつ

自治防災課長 説明

14:23

《質疑》

<福井委員>

自転車用ヘルメットについて、自転車通学をしている中学生への補助はどうなっているのか。

<自治防災課長>

教育委員会が半額負担している。

<福井委員>

高校生はどうか。

<自治防災課長>

特にない。

<福井委員>

高校生にもっと着用させたいが、何か考えはあるのか。

<自治防災課長>

校門で登校中に啓発しており、高校にも働きかけをしていきたい。

<福井委員>

高校生も自転車用ヘルメットの補助は対象か。

<自治防災課長>

対象である。

(質疑終了)

14:26

(総務部 退室)

(休憩)

14:26~14:42

(教育部 入室)

14:42~

【教育部】

(1) 第1号議案 令和6年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)

教育部長 あいさつ
教育総務課長 説明

14:47

《質疑》

<福井委員>

コンサートに4,000人参加するとのことであるが、全児童生徒における割合は。

<学校教育課長>

中学生は全員、小学生は高学年で全体の6割である。

<福井委員>

授業の一環としての位置づけか。

<学校教育課長>

朝9時30分開演で、午前中は文化体験活動になる。学校によってはそれで終わりとするなど対応は様々である。

<浅田委員>

雨の場合は。

<学校教育課長>

学習活動のため警報ができれば不参加となる。

<松山委員>

市内小中学校のバスが38台、他市からも来ると思うが、乗降時の動線はどう考えているのか。

<学校教育課長>

京都府内から150台のバスが来る予定であり、中学生と高校生については保津川水辺公園の駐車場から徒歩移動、小学生は近くで乗り降りする予定で、そのバスは亀岡運動公園での待機を考えている。

<松山委員>

混雑しないようよろしく願う。

<原野委員>

総合学習の位置づけか。

<学校教育課長>

各学校の判断としている。

<三上委員>

久しくこういうイベントがなく、昔は文化芸術鑑賞として、各学校が亀岡会館で実施していたが、経費か会場の問題によりなくなった。このような大きなイベントでなくてもよいので、続けていけるように考えてほしい。

<学校教育課長>

かつて、京都府から文化体験の補助金があったことは記憶している。今後も情報収集に努める。

(質疑終了)

14:59

(教育部 退室)

15:00~

5 討論~採決

《委員間討議》

<小林委員長>

委員間討議の希望はあるか。

<福井委員>

博物館について委員間討議したい。

<三上委員>

委員間討議してもよい。

<小林委員長>

委員間討議を実施する。意見はないか。

<福井委員>

基本計画策定のため、専門の事業者からの支援を受け、整備検討委員会で進めていくことの流れは理解した。市民と市民がつながるという発想は、視察を行った豊田市博物館と同じ考えで、よいことであると思っているが、場所のことなどについて、ほかの委員の意見が聞きたい。

<三上委員>

駐車場や府道亀岡園部線改良の問題、この予算でどの程度の基本計画ができるのか、いろいろ気になる点はある。

<松山委員>

整備検討委員会が3回というスケジュールは少ないと思う。場所や中味を含め、もう一年延ばして検討するのも大切と考える。

<浅田委員>

3回の会議でしっかりとした基本計画が策定できるのか不安はあるが、よい博物館と

なるように、整備検討委員会に最後は任せるしかないと思う。

<竹内副委員長>

豊田市博物館は基本計画策定に2年かけており、また、地域の周遊計画に落とし込んでいくのなら本当に3回でよいのかとは思っている。

<山本委員>

場所は旧上下水道部庁舎跡地と考えているとのことであるが、市民に愛着を持って来ていただける博物館とするならば、駐車場がない点についてもっと検討していただきたいと思う。

<原野委員>

駐車場の必要性について真剣に考えていないように感じたため、今後の進み方を注視していきたい。

<福井委員>

城下町として亀岡祭の鉾を展示したいという意見も聞くが、整備検討委員会の内容を注視しながら、提言も見据えて様子を見ていくことになると思う。

<小林委員長>

場所が旧上下水道部庁舎跡地ありきとなっており、基本計画策定と建設地の調査を並行して進めることがうまくいくのかどうか不安があるが、また委員会に報告を求めていきたい。ほかに討議したい案件はあるか。

<三上委員>

第3号議案、いわゆるマイナンバー法に基づき、個人番号の市の独自利用事務について整備するというので、改正の趣旨としては、こども医療費助成事務において、マイナ保険証を確認資料として使用できるようにするものであり、理解はしているものの、これまでマイナンバーカードの導入には反対してきた経緯があるため、ほかの委員の意見が聞きたい。

<小林委員長>

委員間討議をしてもよいか。

<福井委員>

してもよい。

<小林委員長>

委員間討議を実施する。意見はないか。

<福井委員>

マイナンバーカードはいろいろな行政手続きに使用できる利点があるが、取得することを国は義務とは言っていないため、矛盾する点はあると思う。しかし、国はマイナンバーカードによる各種制度を進めてきたことから、それを利用される人のためには、この第3号議案に係る改正をしないわけにはいかないと考える。

<松山委員>

国がマイナンバーカードに係るいろいろな制度を進めている状況の中で、市は環境整備の位置づけとして、市民が一定のサービスを受けられるようにしていく必要はあると感じている。

<三上委員>

この改正により、こども医療費助成の事務について、マイナ保険証を使用できるようになることは理解しているものの、国はマイナンバーカードの取得は任意と言いながら、マイナンバーカードを使わざるを得ない施策を創設していることに違和感がある。

(討議終了)

15:39

(休 憩)

15:39~15:56

《討論》

<三上委員>

第3号議案に反対の立場で討論する。マイナンバーカードの作成が任意であるにもかかわらず、こども医療費助成に係る事務に対して、マイナ保険証を使わざるを得ない状況にあることに矛盾を感じ、反対する。

<福井委員>

第3号議案に賛成の立場で討論する。マイナンバーカードを使用される方にとって、適切な行政サービスが受けられるように環境整備を整えるための条例改正であることから、賛成する。

16:02

《採決》

<小林委員長>

賛成者は挙手願う。

第1号議案	令和6年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)	挙手全員	可決
第2号議案	亀岡市不当要求行為等対策条例の制定	挙手全員	可決
第3号議案	亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正	挙手多数	可決
第4号議案	石田梅岩記念館設置条例の制定	挙手全員	可決

16:05

《指摘要望》

<福井委員>

第1号議案 令和6年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)の博物館整備事業経費について、基本構想にのっとり基本計画を策定するものであるが、基本構想に掲げる三つのコンセプトに沿った形で基本計画を策定いただきたい。

<松山委員>

年間3回の整備検討委員会をこれから開催し、基本計画を策定されるとのことであるので、このタイミングで指摘要望をしていくべきと考える。内容は福井委員と同じである。

<三上委員>

博物館整備事業経費については、基本構想が掲げる理念を実現するためにさらなる検討を踏まえた基本計画とされたい、とすることは同意見である。建設場所の調査についても触れてはどうか。

<松山委員>

現在の建設予定地ありきでなく、そのほかの検討もされるように。

<福井委員>

調査にあたっては建設場所を含めて、といった文言をいれていただきたい。

16:12

6 要望

(1) 非核・平和施策に関する要望書[郵送]

<小林委員長>

郵送で提出されているがどのように取扱うか。

<原野委員>

聞き置く程度で。

<小林委員長>

そのようにしてよいか。

—全員了—

16:13

7 その他について

(1) 議会だよりの掲載事項について

<松山委員>

第2号議案 亀岡市不当要求行為等対策条例の制定と第4号議案 石田梅岩記念館設置条例の制定の二項目を提案する。

<三上委員>

第4号議案はあまり質疑がなかった。多くの質疑を行い、指摘要望をつける予定の博物館整備事業経費の増額補正のほうがよいと思う。

<小林委員長>

議会だよりにおける本委員会の掲載事項は、第2号議案 亀岡市不当要求行為等対策条例の制定と第1号議案 令和6年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)の中の博物館整備事業経費の増額補正の二項目でよいか。

—全員了—

16:20

(2) 他都市先進地行政視察のまとめについて

<小林委員長>

他都市先進地行政視察について、各委員からのレポートをまとめたので、これで公表等してよいか。

—全員了—

(3) 次回以降の日程について

次回 7月1日(月) 10:00から委員長報告の確認

7月月例 7月17日(水) 13:30から

散会 ~16:30